



# ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

## 認 定 証

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インクは、  
下記の試験所を審査しました。

**一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所**  
〒143-0006 東京都大田区平和島 4丁目 1-23

ここに本組織が、以下の認知された国際規格に基づき、認定されたことを証します。

### ISO/IEC 17025:2017

本認定により、以下の範囲及び試験所品質マネジメントシステムの運営における技術的能力を  
実証するものとします。(2017年4月発行 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケに準ずる)

**食品及び医薬品の放射性核種 (Cs134、Cs137、I131 を含む) 測定試験、  
冷凍食品の微生物試験、脂溶性貝毒オカダ酸群、ペクテノトキシン群、イエソトキシン群、  
アザスピロ酸群試験及びドウモイ酸試験  
(詳細は付属書に記述)**

上記試験及び/又は校正サービスに対する認定資格は本認定証内で言及された住所のみを対象とする。本認定は、  
上記規格の認定を管理するシステム規定に従い授与され、組織はその規定を遵守し、認定機関の任務を尊重する  
ことをここに誓約する。

PJLA

初回認定日  
2017年11月7日

発行日  
2019年12月16日

認定証有効期限  
2021年12月31日

認定番号  
94544

認定証番号  
L19-616

トレーシー サーツェン  
プレジデント/オペレーションマネージャー  
Perry Johnson Laboratory  
Accreditation, Inc. (PJLA)  
755 W. Big Beaver Rd., Suite 1325  
Troy, Michigan 48084

この認定証の有効性は、持続された認定に基づく継続審査を通して維持されています。  
PJLA ウェブサイト ([www.pjllabs.com](http://www.pjllabs.com)) でご確認ください。

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとする。

COPY



# 認定証付属書

一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所

〒143-0006 東京都大田区平和島 4 丁目 1-23

千葉 博 Tel: 03-6436-8765

本認定を、上記組織の実施する下記試験について授与する。

試験分野	試験された品目、材料、製品	試験の内容または測定された属性	適用された仕様、規格に規定された方法または手法	範囲及び検出限界
化学的試験 <sup>F</sup>	一般食品	ゲルマニウム半導体検出器による放射性核種 (I-131、Cs-134、Cs-137 等)測定	「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課発行)、「食品中の放射能セシウム検査法」(平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省食安発 0315 第 5 号)に基づく試験実施標準作業書;ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法 <sup>[131I]</sup> および <sup>134Cs</sup> 、 <sup>137Cs</sup> (緊急時用)](A30053) 試験実施標準作業書;食品中の放射性セシウム検査法 (Cs-134 および Cs-137)(A30056)	定量下限 20 Bq/kg 時 1.9 Bq/kg (測定時間 2L マリネリ容器 600 秒以上)
	飲料水			定量下限 2 Bq/kg 時 0.19 Bq/kg (測定時間 2L マリネリ容器 600 秒以上)
	牛乳			定量下限 10 Bq/kg 時 0.91 Bq/kg (測定時間 2L マリネリ容器 600 秒以上)
	乳児用食品			定量下限 10 Bq/kg 時 0.91 Bq/kg (測定時間 2L マリネリ容器 600 秒以上)
	医薬品			定量下限 10 Bq/kg 時 0.91 Bq/kg (測定時間 U8 容器 10800 秒以上)

COPY



# 認定証付属書

一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所  
 〒143-0006 東京都大田区平和島4丁目1-23  
 千葉 博 Tel: 03-6436-8765

本認定を、上記組織の実施する下記試験について授与する。

試験分野	試験された品目、材料、製品	試験の内容または測定された属性	適用された仕様、規格に規定された方法または手法	範囲及び検出限界
化学的試験 <sup>F</sup>	貝類	脂溶性貝毒	EU-Harmonised Standard Operating Procedure for determination of Lipophilic marine biotoxins in molluscs by LC-MS/MS (EU-RL-MB)に基づく「EU 向け脂溶性貝毒 (LC-MS/MS 法)」(A30701)  LC-MS/MS	政令基準値
		1)オカダ酸群 OA, DTX1, DTX2		総毒量として 160 $\mu$ g/kg (オカダ酸当量)
		2)ペクテトキシン群 PTX1, PTX2		3.75 mg/kg (イェットキシン当量)
		3)イェットキシン群 YTX, HomoYTX, 45 OH YTX, 45 OH HomoYTX		160 $\mu$ g/kg (アザスピロ酸当量)
		4)アザスピロ酸群 AZA1, AZA2, AZA3	政令基準値 20mg/kg	
		ドゥモイ酸	Salt clean-up procedure for the determination of domoic acid by HPLC .( Christine L. Hatfield, John C. Wekell, Erich J. Gauglitz. Jr, and Harold J. Barnett, NATURAL TOXINS 2: 206-211 1994)に基づく「記憶喪失性貝毒 ドゥモイ酸」(A30481)  HPLC	



# 認定証付属書

一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所

〒143-0006 東京都大田区平和島4丁目1-23

千葉 博 Tel: 03-6436-8765

本認定を、上記組織の実施する下記試験について授与する。

試験分野	試験された品目、材料、製品	試験の内容または測定された属性	適用された仕様、規格に規定された方法または手法	範囲及び検出限界
微生物試験 <sup>F</sup>	冷凍食品	細菌数(生菌数)	食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1食品D各条○冷凍食品に基づく 試験実施標準作業書;細菌数(生菌数)(冷凍食品)(B10011)	3000 CFU/g
		大腸菌群	食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1食品D各条○冷凍食品に基づく 試験実施標準作業書;大腸菌群(冷凍食品)(B10032)	陰性・陽性
		E.coli	食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1食品D各条○冷凍食品に基づく 試験実施標準作業書;E.coli(冷凍食品)(B10021)	陰性・陽性

1. 上付き文字”F”は、試験所が固定された位置で示されたパラメータの試験を実行することを意味している。  
(例:”Outside Micrometer<sup>F</sup>”は、試験所が固定された位置でこの試験を行うことを明確にしている。)